


庁議付議事案書

開催・令和2年 12月 / 日

所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 について			区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由 職員の東京都人事委員会勧告に準じた特別給（賞与）の支給月数引下げに伴い、市議会議員においても、期末手当の支給月数を一般職の職員等に準じた改定を行う。						
(2) 主な改正内容 議員に支給する特別給（賞与）について、期末手当の支給月数を0.1か月引下げ、年間支給月数を4.65か月から4.55か月とする。 なお、引下げについては、令和3年3月支給分から実施し、3月の支給月額を0.25か月から0.15か月とする。						
(3) 施行日 令和3年3月1日から施行。						
(4) 影響及び効果 東京都人事委員会の勧告に準じた改定であるため、適正な報酬支給をすることが可能となる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和2年第4回市議会定例会に提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。